

「豊中市立学校給食センター建替検討委員会」設置要綱

(名 称)

第1条 本会は豊中市立学校給食センター建替検討委員会（以下、「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 豊中市立学校給食センターの建替えに向けた調査、検討を行うことを目的とする。

(組 織)

第3条 委員会は別表1に掲げる職にあるもののうちから委員長が指名する委員をもって組織する。

2 委員長は教育次長をもって充てる。

3 委員長に事故等があるときは、教育監がその職務を代行する。

(運 営)

第4条 委員会は必要に応じて委員長が召集する。

2 委員会は委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 委員長が必要と認める場合は、委員の他に関係者を出席させることができる。

(調査部会)

第5条 委員会に調査部会を置き、第2条に係る調査、研究を行う。

2 調査部会の委員は、委員長が指名するものとする。

3 調査部会の会議は、必要に応じて委員長が召集する。

4 調査部会に、委員長の指名による部会長をおく。

(任 期)

第6条 委員の任期は豊中市立原田・服部学校給食センターの建替が完了するまでの期間とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、教育委員会事務局学校給食室におく。

(細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附則 この要綱は、平成16年8月11日より実施する。

この要綱は、平成18年9月29日より実施する。

この要綱は、平成19年5月1日より実施する。

この要綱は、平成20年6月10日より実施する。

この要綱は、平成21年6月11日より実施する。

この要綱は、平成22年5月14日より実施する。

この要綱は、平成23年5月31日より実施する。

この要綱は、平成24年5月7日より実施する。

この要綱は、平成25年5月7日より実施する。

別表1

教育次長

教育監

教育総務室長

教育総務室主幹

教育推進室長

教育推進室主幹

学校給食室長

総務部契約検査室長

資産活用部土地活用課長

資産活用部施設整備課長

財務部財政室長

健康福祉部保健所保健企画課長

都市計画推進部土地利用調整センター建築審査課長